

集団規定	道路の定義
	法第 42 条、同第 43 条

地区計画区域内の地区施設道路の拡幅に伴う接道と幅員

<p>地区施設道路に拡幅する場合の法第 42 条の取扱いについては以下の通りとする。</p> <p>W1 : 4m を超える地区施設道路等の拡幅後の建築基準法上の道路 W2 : 4m を超える地区施設道路等の拡幅前の建築基準法上の道路</p>	
<p>1. <u>建築確認申請前</u>に道路拡幅部分を整備する場合→<u>接道 a、道路幅員 W1</u></p> <p>①区道の場合：道路拡幅部分を区が道路区域に編入した場合、または、権原が区に移管済みの場合（道路区域編入前でも可）は、建築基準法の道路とする。</p> <p>②私道の場合：道路拡幅部分を買収により整備する場合は、区が道路の位置指定を行い建築基準法の道路とする。<u>※位置指定を行わない場合、道路幅員は W2 となる。</u></p>	
<p>2. <u>建築確認申請後</u>に道路拡幅部分を整備する場合→<u>接道 b、道路幅員 W2</u></p> <p><u>道路拡幅部分を敷地面積に算入し、建築確認・検査済証を受ける。その後に拡幅部分を整備し道路区域に編入する。なお、建築確認・地区計画の届出等では、<u>建ぺい率及び容積率の算定は拡幅部分を除いても適法となるよう計画する。</u></u></p>	
技術的助言等	
参考資料等	26 足都開発第 2186 号